

業務用空調機器の低GWP冷媒転換技術導入推進事業公募要項

1 目的

本要項は、既存の業務用空調機器に使用されているフロン冷媒をよりGWP（※）値が低いものに転換する技術（以下「低GWP冷媒転換技術」という。）を活用した事例を収集し、その効果等を広く周知することにより、低GWP冷媒転換技術の導入を促進する事業（以下「本事業」という。）について、東京都（以下「都」という。）と共同で実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を公募するに当たり、必要な事項を定める。

※GWP：地球温暖化係数（CO₂を1とした場合の温室効果の強さを示す値）

2 本事業の概要

(1) 本事業の名称

業務用空調機器の低GWP冷媒転換技術導入推進事業

(2) 本事業の実施内容

本事業は、低GWP冷媒転換技術を活用した機器の稼働データを取得及び分析するとともに、その効果等を広く周知するものである。

なお、低GWP冷媒転換技術活用の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、次の条件を全て満たすものとする。

- ① 既に都内に設置されているものであること。
- ② 空調用途の「低圧冷媒ターボ冷凍機」であること。
- ③ 低GWP冷媒転換技術は、対象機器の製造事業者（以下「メーカー」という。）が推奨する技術であること。
- ④ 低GWP冷媒転換技術導入後の冷媒のGWP値は、導入前より低くなること。
- ⑤ 低GWP冷媒転換技術導入後は、分解整備（機器を分解し、内部状況を確認することをいう。以下同じ。）を同時に実施することなどによって、導入前と同等以上の省エネルギー性能を持つことが見込まれること。
- ⑥ 低GWP冷媒転換技術の導入は令和8年度中に完了し、令和9年3月12日までに支払を完了していること。

なお、低GWP冷媒転換技術の導入に向けた部品や工事の発注等は、実施事業者の責任で行うこと。

- ⑦ 低GWP冷媒転換技術の導入に当たっては、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等の各種法令を遵守すること。

(3) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、都及び実施事業者との間で、実施期間、実施内容、方法、役割分担（概要は下表参照）、費用負担等についての協定（以下「協定」という。）を締結する。

また、本事業の進行管理については、都の職員及び実施事業者（実施事業者が他の事業者にも業務の一部を委託した場合における当該委託先の事業者を含む。）の従業員によって構成される定例的な会議（以下「定例会議」という。）の場において行う。

なお、実施事業者が、他の事業者にも業務の一部を委託する場合にあつては、当該委託先の事業者の名称等、委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとする。

表 役割分担の概要

都	実施事業者
(ア) 低GWP冷媒転換技術の導入に係る経費（分解整備に係る費用とレトロフィット（冷媒ガスを代替フロンから低GWP冷媒へ入れ替えることをいう。以下同じ。）に係る費用の合計）の一部負担。金額の上限については、9（1）を参照。 (イ) 本事業の実施に係る総合的な調整 (ウ) 本事業の実施内容のホームページへの掲載等による広報の実施 (エ) その他本事業の実施のために必要な業務	(ア) 低GWP冷媒転換技術の導入等 (イ) 低GWP冷媒転換技術導入後の空調機器の設備運転等 (ウ) 低GWP冷媒転換技術導入に係るデータ提出 (エ) 広報資料・報告書の作成 (オ) 定例会議の運営 (カ) 委託先の事業者との連絡調整及び本事業に関する諸手続 (キ) その他本事業の実施のために必要な業務

(4) 実施期間

実施期間は、協定を締結した日から令和11年3月31日までとする。

3 公募の概要

(1) 提案

本事業における実施事業者の公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、応募に際し、本事業に係る実施内容、方法、費用、効果等について提案すること。

(2) 応募者の要件

公募に応募することができる者は、低GWP冷媒転換技術を導入しようとする業務用空調機器の所有者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ② 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する者をいう。）
- ③ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ④ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該

当する者があるもの

- ⑤ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(3) 公募に係るスケジュール

- ① 公募期間 令和8年5月29日（金曜日）から同年6月30日（火曜日）まで
- ② 審査時期 令和8年7月上旬から同月中旬まで（予定）
- ③ 審査結果通知 令和8年7月下旬（予定）

4 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次の①から⑤までの書類を作成し、各1部を提出すること。

また、添付書類として、法人の場合は次の⑥から⑩までの書類を各1部、個人の場合は⑧から⑩までの書類を各1部提出すること。グループで応募する場合は、全ての企業について⑤から⑩までの書類を提出すること。

なお、外国法人でこれらの書類を提出できない場合は、同様の内容が確認できる書類の提出をもって代えることができる。

- ① 様式1 提案申請書
- ② 業務用空調機器であることを示す書類
- ③ メーカーが推奨するレトロフィットであることを示す書類
- ④ 様式2 提案書
- ⑤ 様式3 誓約書
- ⑥ 法人の登記事項証明書（原本）
- ⑦ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑧ 過去2事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）
- ⑨ 印鑑証明書（原本）
- ⑩ 納税証明書（直近1か年分）

※法人の場合は法人事業税及び法人住民税、個人の場合は個人事業税及び住民税

(2) 提案書作成時の留意事項

(1) ④に記載する提案書の作成に当たっては、次の点を遵守すること。

なお、次の①及び②が遵守されていない書類は審査対象としないことがある。

- ① 様式2を使用し、次の項目の順に全てを記載すること。作成に当たっての詳細は、様式2を確認すること。

項目1	目的・位置付け
項目2	事業の取組内容
項目3	取組実績について ※実績がない場合は記載不要
項目4	本事業の実施体制

項目 5 本事業の事業計画
項目 6 その他

② 資料は全てA4版とし、各資料の最初のページにインデックスを付け、どの項目に係る書類であるかを明記すること。

③ 表紙を付け、表題として「業務用空調機器の低GWP冷媒転換技術導入推進事業」に関する提案書」と記載すること。

④ 使用する言語は日本語とすること。

(3) 提出方法

提出書類のファイル形式は、原則PDFとし、(4)の提出先に、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの受領から7日以内に受領確認のメールを送る予定であり、受領確認メールが届かない場合は、電話での到達確認をすること。

電子メールでの提出が難しい場合は、郵送により提出すること。

(4) 提出先

メール：fusion@section.metro.tokyo.jp

※件名に「業務用空調機器の低GWP冷媒転換技術導入推進事業公募要項」に関する提案書」と記載すること。

東京都環境局環境改善部環境保安課

「業務用空調機器の低GWP冷媒転換技術導入推進事業」担当 宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 20階北側

(5) 公募期間（受付期間）

令和8年5月29日（金曜日）から同年6月30日（火曜日）まで（必着）

※令和8年6月30日（火曜日）午後11時59分までに受信できるよう送信すること。

5 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

応募者から提出された提案については、「フロン排出削減に係る技術検討会」（以下「検討会」という。）において、提案内容が本事業の目的に合致しているかどうかの確認に加え、下表に掲げる審査項目ごとに、当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行う。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

表 審査項目及び審査の視点

	審査項目	審査の視点
1	有効性	・GWP値が低い冷媒への転換（以下「低GWP化」という。）がより効

		果的に実施できるか。 ・レトロフィット前と同等の省エネルギー性能が期待できるか。
2	安全性	・メーカーから推奨されたレトロフィットを行い、運用上安全性に問題がないか。
3	妥当性	・事業の目的や内容、経費が明確になっており、本事業を実施するために十分な組織及び体制が確保されているか。 ・経費が適正に計算され、最大の効果を発揮できるものとなっているか。 ・その他、都の環境施策に適合したものであるか。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

なお、審査の過程等に関する問合せは一切受け付けません。

6 実施計画書の提出及び協定の締結

実施事業者は、提案した事業が採択されたときは、審査結果の通知を受けた後速やかに本事業の実施計画書（実施体制やスケジュール、工法等を記載したもの）を都に提出し、実施計画書の内容について都と協議すること。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合がある。

都との協議が整い次第、都と実施事業者との間で協定を締結する。

7 事業の実施

実施事業者は、次の①から⑥までのとおり本事業を実施する。

① 低GWP冷媒転換技術の導入等

② 低GWP冷媒転換技術導入後の空調機器の設備運転等

低GWP冷媒転換技術導入後の空調機器の運転管理及び維持管理は、実施事業者の責任で行うこと。

③ 低GWP冷媒転換技術導入に係るデータ提出

(ア) 実施前の令和8年度の稼働データを令和8年度末までに都の指定する方法により提出すること。

(イ) 実施後の稼働データを年度ごとに取得し、毎年度末までに都の指定する方法により提出すること。

④ 広報資料及び報告書の作成

(ア) 都が実施する本事業の実施内容等の情報発信に協力すること。

なお、情報発信は、都ホームページへの記事掲載、講習会等による事例発表等を想定している。

(イ) (ア) の実施に当たっては、都の指示に従って、資料作成やデータ提供等に協力すること。

(ウ) 低GWP化の実施に当たって把握した機器管理上の事項や、実施した広報活動がある場合には、その概要を報告すること。

なお、実施事業者が本事業の成果又はその過程で得られた成果を外部に発表する場合は、事前に都に協議するものとする。

⑤ 定例会議の運営

定例会議を設置し、月に1回程度の頻度で開催すること。定例会議では、実施計画書に対する進捗状況を整理し、以後に実施する内容、体制等について報告すること。

⑥ 委託先の事業者との連絡調整及び本事業に関する諸手続

低GWP冷媒転換技術の導入等に当たり必要な関連法令に基づく手続等の一切を実施すること。

⑦その他本事業の実施のために必要な業務

8 事業成果物の提出

実施事業者は、実施した事業の結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を、下表の実施年度ごとに当該右欄に定める提出期限までに都に提出すること。なお、提出に当たっては、原則は電子媒体1部（Word及びPDFを収めたもの）によること。

表 事業成果物の提出期限

実施年度	提出期限
令和8年度	令和9年3月19日
令和9年度	都が別に指示する日
令和10年度	都が別に指示する日
令和8年度から令和10年度まで	令和11年3月31日

9 事業費の支払等

(1) 都の費用負担

都は、協定を締結した日から令和9年3月12日までに実施された低GWP冷媒転換技術の導入に係る経費（以下「低GWP化実施経費」という。）について、原則として、分解整備に係る費用の額とレトロフィットに係る費用の額の合計額の2分の1に相当する額（ただし、20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。）とレトロフィットに係る費用の額のいずれか低い額を上限として負担することとし、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

なお、低GWP化実施経費は、実際に支出を要したと認められる費用の額であり、8により実施事業者が提出する事業成果物、支払を証する資料等に基づき、都が費用負担する額を確定する。

このため、令和8年度に実施した低GWP冷媒転換技術の導入に係る事業成果物の提出と同時に、負担額の確定に必要な契約書（写し）又は領収書（写し）等の支払を証明できる書類、経費内訳書等を令和9年3月19日までに都に提出すること。

（2） 負担金の返還

6で提出する実施計画書に記載された事項の一部を未実施のまま本事業を終了した場合は、それまでに交付を受けた負担金は都に全額返還するものとする。ただし、やむを得ない事情により未実施となった事項について、事前に都と協議の上、その承認を受けた場合は、この限りではない。

10 著作権及び提出書類等の取扱い

（1）応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

（2）都は、応募者から提出された提案書等について、実施事業者の選定に関してのみ使用する。

また、審査及び実施事業者の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

11 その他

（1）本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

（2）個人情報の取扱いについては、応募者は、別紙1「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、遵守事項の確認、応募者の事業従事者への周知及び事故発生時の対応については、次のリンク先を参照すること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/about/p_specification.html

また、実施事業者は、業務開始時に、別紙2「個人情報の取扱いに関する確認票」によるチェックを行うとともに、その実績報告を行うこと。

12 本公募に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階北側

電話：03-5388-3471

メール：furon@section.metro.tokyo.jp